

岩手県監査委員告示第14号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月8日

岩手県監査委員 小野 共
 岩手県監査委員 千葉 伝
 岩手県監査委員 寺沢 剛
 岩手県監査委員 沼田 由子

- 1(1) 監査対象機関名 総務部総合防災室
 (2) 監査実施日
 ア 予備監査実施日 平成30年6月19日
 イ 本監査実施日 平成30年8月8日
 (3) 監査結果の公表の日 平成30年10月2日
 (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車の運行に当たり、法定の検査を受けないまま運行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	事案発覚後、コンプライアンス確立の日に室長から法令遵守についての訓示を行った。 また、以後、年度当初に担当課長及び担当者が車検証の写し及び運行管理記録簿を使用して車検の時期についてダブルチェックを行うこととした。

- 2(1) 監査対象機関名 保健福祉部健康国保課
 (2) 監査実施日
 ア 予備監査実施日 平成30年7月13日
 イ 本監査実施日 平成30年8月9日
 (3) 監査結果の公表の日 平成30年10月2日
 (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金の交付に当たり、補助金交付申請書受理後相当期間経過してから交付決定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	年度当初に補助事業の一覧表を作成し、当該事業に係る事務処理の進捗状況について、担当課長又は総括主任主査が毎月確認し、適正な進行管理を行い、再発防止に努める。

- 3(1) 監査対象機関名 保健福祉部子ども子育て支援課
 (2) 監査実施日
 ア 予備監査実施日 平成30年7月10日
 イ 本監査実施日 平成30年8月9日
 (3) 監査結果の公表の日 平成30年10月2日
 (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが4件、320,950円あったので、適正な事務の執行に努	備品管理一覧表の整理については、平成30年11月15日に処理を完了した。

<p>められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>今後は、担当全体での進捗状況の共有を図り、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
--	---

4(1) 監査対象機関名 保健福祉部医療政策室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年7月6日

イ 本監査実施日 平成30年8月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年10月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>ア 報償費の支出に当たり、事業実施決定後相当期間経過してから支出負担行為を行っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>ア 適切な時期での完了確認及び支出依頼を徹底するとともに、支払事務に係る担当内自己点検及び総括主任主査による進捗管理を行い、再発防止に努める。</p>
<p>イ 補助金の支出に当たり、完了確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、14,310,000円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>イ 事業進行管理表等を作成し、担当内で共有することにより進行管理を行い、再発防止に努める。</p>